

< 1 日薬局・病院実務研修 >

研修薬剤師遵守規程

研修薬剤師は、1 日薬局・病院実務研修を受けるにあたり、以下の事項を遵守すること。

- 1 薬剤師は、医療人として患者の生命をあずかり、良質で適切な医療を患者に提供するための重要な責務を担っていることを常に認識し、指導薬剤師の指示に従い実務研修を誠実に覆行すること。
- 2 研修時間を厳守すること。病気その他特段の都合等により研修を受けることができなくなった時は、原則として事前に、指導薬剤師に連絡すること。
- 3 上記事項に違反し、又は薬剤師としてふさわしくない行為があったときは、研修を中止又は取りやめさせる場合があること。
- 4 研修薬剤師は、実務研修を受ける上で知り得た各種情報の守秘義務を有すること。